

「家畜伝染病予防法施行規則第 56 条の 34 第 5 号の農林水産大臣が認める病原体を定める件の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 7 年 6 月 3 日
農林水産省消費・安全局

この度、「家畜伝染病予防法施行規則第 56 条の 34 第 5 号の農林水産大臣が認める病原体を定める件の一部改正案」について、令和 7 年 3 月 27 日から 4 月 25 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、1 名の方から御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
電話：03-3502-5994